六　正当な理由がなくて第九条第一項の規定による報告又は第十条第一項若しくは第二項の規定による届出を怠ったとき。
七　第九条第一項の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。
八　住宅居住者等の利益を著しく害する行為をしたとき。
九　前条の規定による勧告に従わなかったとき。
十　登録住宅リフォーム事業者団体から、別記様式第七号により、登録の抹消の申請があったとき。
2　第七条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。
（国土交通大臣による登録情報の公表）
第十七条　国土交通大臣は、登録住宅リフォーム事業者団体に関し、第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第八号から第十号まで並びに第五条第一項第二号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
（地方公共団体への支援等）
第十八条　国土交通大臣は、地方公共団体が講ずる住宅リフォーム事業の健全な発達及び住宅居住者等が安心して住宅リフォームを行うことができる環境の整備に関する施策を支援するため、地方公共団体、住宅リフォーム事業者団体その他の関係者と連携を図りつつ、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十六年九月一日から施行する。

別記

様式第一号（第四条関係）

（Ａ４）

住宅リフォーム事業者団体登録申請書

住宅リフォーム事業者団体登録規程第４条第１項の規定により、下記のとおり登録を申請します。この申請書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

申請者の名称
代表者の氏名　　印

国土交通大臣　殿

記

1　設立年月日
2　法人の設立について認可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称
3　事務所の所在地
4　役員等の氏名及び住所
5　登録申請に係る担当者の氏名及び連絡先
6　構成員に関する事項
⑴　氏名又は名称
⑵　主たる事務所又は事業所の所在地
⑶　その請け負う住宅リフォーム工事の種類
⑷　現に受けている許可の種類又は住宅リフォーム工事の種類に応じて有する資格
7　構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成のための計画
8　相談等への対応の窓口の体制及び連絡先
9　ホームページアドレス
10　備考

（注意）

４欄及び６欄から８欄までは、複数の事項に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第二号（第八条関係）

登録住宅リフォーム事業者団体	
名　　称	
登　録　番　号	国土交通大臣（　　）第　　号
登録有効期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
代表者の氏名	
事務所の所在地	電話番号　　（　　）

45cm以上
40cm以上

様式第三号（第九条関係）

（Ａ４）

業務報告書

住宅リフォーム事業者団体登録規程第９条第１項の規定により、下記のとおり報告します。この業務報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

報告者の名称
代表者の氏名　　印

記

期　　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
報　告　基　準　日	年　　月　　日
財　務　状　況	
研修等人材育成の実施状況	
住宅リフォーム事業に関する相談等への対応の実施状況	
構成員に対する指導、助言、勧告及び除名の状況	
備　　考	

（注意）

1　期間は、直近の終了した事業年度を記入してください。
2　報告基準日は、直近の終了した事業年度中の日を設定し記入してください。

様式第四号（第十条関係）

（Ａ４）

住宅リフォーム事業者団体登録簿登録事項変更届出書

住宅リフォーム事業者団体登録簿のうち、
⑴　名称
⑵　法人の設立について認可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称